

老親がいる人＆シングルマザー 必見!



写真／アフロ



オールアバウト貯蓄ガイド。2児の母。貯蓄法や育児にもまつわるお金の話などをテーマに、女性誌などで活躍中



大手食品メーカー勤務を経て、落合会計事務所代表。著書に「相続と節税のキモが2時間でわかる本」など



さとう社会保険労務士事務所勤務。就業規則作成コンサルティングを中心にクリエイティッドから信頼を得ている

あなたはきっと、税金＆保険料を払いすぎている！

怒れる
『公務員X、が
教えてくれた
3つの
裏ワザ』

特集

税金と 保険料は

『申請次第で

安くなる！

アベノミクスなど、どこ吹く風。親や子どもにお金がかかり、毎日の生活がやっとな家族が大多数の日本。しかし、そんな人たちこそ、控除漏れにより、税金や保険料を払いすぎている場合があるという。

申請次第で老親の
保険料が90パーセント
下りる方法

（ケース①・会社員の
鈴木家の場合）

サラリーマンの夫家族と老親が同居している場合、夫は月々の給与から社会保険料が自動的に決定されるが、親の健康保険料は減額が可能！

健康保険といえば、会社員が加入する健康保険組合など、健康保険、自営業者が加入する国民健康保険の2種類と思われがちですが、75歳以上は全員「後期高齢者医療制度」に入り直すことになります。

鈴木家（表93）の場合、両親はともに75歳を超えていて、そこで「後期高齢者医療制度」の加入者です。（ファインナンシャルプランナー・西山美紀さん）この後期高齢者医療制度の

「私は税金を集める課にいるのですが、同じような家族構成、所得の家庭でも、かたや税金が払えて、かたや払えないという状況がよくあります。それは、申告の仕方ひとつで、保険料や税金などが高いままになっている家庭が少なくなっています。こうした格差は、改めなければいけません！」

が、決して珍しくない。「それというのも役所が『総割り行政』で、税金や控除について全体的に説明できる人

がいないから。私からみれば地方都市で税の徴収を担当する地方公務員のXさん（50代）。日経平均株価が約7年ぶりに1万8千円台を回復するにつばうで、日本の貧困率は先進国トップ。ごくふつうに働く人の税金や保険料を滞納せざるをえない状況

が、決して珍しくない。「それというのも役所が『総割り行政』で、税金や控除について全体的に説明できる人がいないから。私からみれば税金や保険料を払いすぎの人には少なくない。高すぎるため支払いが追いつかず、督促状におびえる人がいる現状は、由々しきことだと思います。申告次第で税金や保険料を滞納せざるをえない状況が苦しくなりがちな家庭ほど、能だとしているXさん。とくに、老いた親の面倒をみてる人やシングルマザーなど、家計が苦しくなりがちな家庭ほど、

こうした工夫が必要だという。

「不当に得をしよう」というこ

とではありません。申告によ

つて支払額が下げられる制度

があるのなら、それにのつと

つて税を納めてもらうのが

確実な仕組みなので間違

い「お金のプロ」に試算をお願いした。



オールアバウト貯蓄ガイド。2児の母。貯蓄法や育児にもまつわるお金の話などをテーマに、女性誌などで活躍中



大手食品メーカー勤務を経て、落合会計事務所代表。著書に「相続と節税のキモが2時間でわかる本」など



さとう社会保険労務士事務所勤務。就業規則作成コンサルティングを中心ivelyアドバイスを得ている

「年金生活の親がいると保険料&医療費は世帯主変更」「世帯分離」で安くなる

(前ページから) 保険料は「均等割額」と「所得割額」とい

う2種類の金額の合計から算出されており、その仕組みを上手に利用することで、保険料は下げる。

「均等割額」とは、加入者全員に一律にかかる金額です。

都道府県によってその額は異なりますが、鈴木さんの暮らす東京都の場合、年間4万2千円(全国平均4万4千999円)。いっぽうの「所得割額」は、その名のとおり所得に応じて決定されます。(社会保険労務士・元田香里さん)

「所得」とは、収入から各種控除を引いた残りの額のこと。

所得はむしろマイナス。この場合、「所得ゼロ」とみなされるため、所得割額はゼロになります。そのうえで、重要な点は、「均等割額」だ。

鈴木家の両親の場合、年収の80万円は年金収入によるもので、年金控除を引けば65歳になら、年金からの控除額が120万円ある。

鈴木家の両親の場合は、両親とも75歳未満の、家族全員が国民健康保険の場合は考え方

に加入している本人の所得と、母とともに保険料が4千200円と

世帯主の所得の合計額。つまり、収入の少ない人を世帯主にすることで、均等割額を減額できます。(元田さん)

世帯主変更で、世帯分離で、同居でもできる世帯分離で大幅減

世帯主変更で、 世帯分離で大幅減

に加入している本人の所得と、

母とともに保険料が4千200円となり、年間で7万6千円も安くなるのです。(元田さん)

これらを踏まえて鈴木家のできること方法その1は「父を世帯主にする」こと。

そもそも世帯主とは、住民票上の「その世帯を主宰する者」のこと。「主としてその世帯の生計を維持している者、

及びその世帯を代表する者として社会通念上妥当と認められる者」となっているものの、収入などの具体的な条件はない。

世帯の生計を維持している者、
世帯分離をすれば、父母の世帯は所得ゼロのため、住民税がかからないため、非課税世帯にすると「限度額認定証」が交付されます。鈴木

家の場合は、両親の所得はゼロなので、これによつて高額療養費の自己負担限度額も安くなるのです。

高額療養費と自己負担限度額については後述するが、認定証が交付されると、通常は、年金を増やせば何かと病気やケガが増えるものが、親の自己負担限度額も、收入が

立て替えが必要な場合もある。

また、両親が75歳未満の場合は、世帯分離が唯一の方法。これによって7割の軽減がかけられ、「限度額適用・標準負担額認定証」も交付される。

「なお、両親が75歳以上の後期高齢者医療制度加入者の場合は、鈴木家と同様に世帯主の変更では世帯分離で親の保険料は安くなる。

さらに、7割の軽減がかけられ、「限度額適用・標準負担額認定証」も交付される。

世帯分離が唯一の方法。これによって7割の軽減がかけられ、「限度額適用・標準負担額認定証」も交付される。

世帯分離が唯一の方法。これによって7割の軽減がかけられ、「限度額適用・標準負担額認定証」も交付される。

世帯分離が唯一の方法。これによって7割の軽減がかけられ、「限度額適用・標準負担額認定証」も交付される。

世帯分離が唯一の方法。これによって7割の軽減がかけられ、「限度額適用・標準負担額認定証」も交付される。

世帯分離が唯一の方法。これによって7割の軽減がかけられ、「限度額適用・標準負担額認定証」も交付される。

世帯分離が唯一の方法。これによって7割の軽減がかけられ、「限度額適用・標準負担額認定証」も交付される。

世帯分離が唯一の方法。これによって7割の軽減がかけられ、「限度額適用・標準負担額認定証」も交付される。

世帯分離が唯一の方法。これによって7割の軽減がかけられ、「限度額適用・標準負担額認定証」も交付される。

世帯分離が唯一の方法。これによって7割の軽減がかけられ、「限度額適用・標準負担額認定証」も交付される。

田さん

そのため、鈴木家のように世帯主を所得の低い父(または母)に代えたところで、同じ世帯にいる限り、両親の保険料は減額されない。

つまり、田中家の場合は、世帯分離が唯一の方法。これによつて7割の軽減がかけられ、「限度額適用・標準負担額認定証」も交付される。

世帯分離が唯一の方法。これによつて7割の軽減がかけられ、「限度額適用・標準負担額認定証」も交付される。

ケース
1

50代夫がサラリーマン(健康保険組合等加入者)の鈴木家の老親が75歳以上で両親と子一家の保険の種類が異なる場合。

※東京都文京区在住の場合。父は自営業/母は専業主婦だったと仮定。父母の年収は年金収入によるものとし、40年間滞納なしだった場合の満額約80万円(平成26年度)より設定

	父 (80歳)	母 (78歳)	夫 (50歳)	妻 (48歳)	子 (15歳)
年収	800,000円	800,000円	5,000,000円	960,000円	0円
世帯主	世帯員	世帯員	世帯主	世帯員	世帯員
保険	後期	後期	健康保険組合など	健康保険組合など	健康保険組合など
保険料	42,200円	42,200円	給与による	扶養のため0円	扶養のため0円

方法1 世帯主を収入の低い父に変更

	母	夫	妻	子	
世帯主	世帯員	世帯員	世帯員	世帯員	
保険料	4,200円	4,200円	給与による	扶養のため0円	扶養のため0円

*収入の低い父親が世帯主になることで、父母の保険料(均等割額)に9割の軽減がかかる。所得割額はもともと0円なので、東京都の均等割額42,220円×0.1+0=4,200円(100円未満切り捨て)

方法2 世帯分離する

	母	夫	妻	子	
世帯主	世帯員	世帯主	世帯員	世帯員	
保険料	4,200円	4,200円	給与による	扶養のため0円	扶養のため0円

*世帯分離した場合も、「方法1」と同じく父母の保険料は安くなる。計算方法は「方法1」と同様。

両親が75歳以下(国保)の場合

世帯主変更や世帯分離で保険料は最大7割減に。なおかつ、父母を息子の扶養に入ることで保険料を0にすることも可能(条件あり)

前出・鈴木家のケースでは、夫は年収500万円という設定から、「70歳未満の世帯」内で所得区分③「年収約70万円(国保の場合は年間所得210万円超600万円以下)」にあると仮定する。この場合、夫と妻の上限額はそれぞれ「8万100円+(医療費-26万7千円)×1/2」で計算され、これは変更できない。

りがあるが、ここはシンプルに自己負担限度額を安くする方法を考えよう。

「保険は75歳を境に後期高齢者医療制度に移行しますが、自己負担限度額については70歳を境に安くなります。しかし

そこでも、世帯に課税者がいるかどうかや、それが世帯主または国保の加入者かどうか、所得などによって区分され、金額が変わるので(元田さん)

夫が自営業(国民健康保険加入者)の田中家

老親が75歳未満で家族全員が国民健康保険被保険者の場合。

※東京都文京区の場合。父母の収入については鈴木家と同条件。夫の所得は基礎控除などを引いたあと3,000,000円と仮定

父 (74歳)	母 (72歳)	夫 (50歳)	妻 (48歳)	子 (15歳)
年収 800,000円	800,000円	5,000,000円	960,000円	0万円
世帯主 世帯員	世帯員 世帯員	世帯主 世帯員	世帯員 世帯員	世帯員 世帯員
保険 国保	国保	国保	国保	国保
保険料 43,200円	43,200円	353,700円	58,500円	43,200円

方法1

世帯分離する

父	母	夫	妻	子
世帯主 世帯主	世帯員 世帯員	世帯主 世帯主	世帯員 世帯員	世帯員 世帯員
保険料 12,960円	12,960円	353,700円	58,500円	43,200円

※国民健康保険は、世帯全員の所得をもとに計算される。そのため、親の保険料を下げるには世帯分離が必要

全員が国保の家庭では、世帯主を代えてもムダ!

両親が75歳以上の場合は、世帯主変更でも保険料が下がる。ただし、自営業の息子の家庭では、親の年齢が75歳以上か未満にかかわらず、保険の扶養することはできない。

夫一家の自己負担限度額が鈴木家と同じであることは、もとより、世帯分離によつて変わるもの。親の月の自己負担限度額も、4万4千400円から1万2千円に減るのだ。

自営業の田中家の場合も、まったく同じだ。やはり年収も同じで、世帯分離によって所得区分は鈴木家と同じと仮定。夫一家の自己負担限度額が鈴木家と同じであることは、もとより、世帯分離によつて変わるもの。親の月の自己負担限度額も、4万4千400円から1万2千円に減るのだ。

しかし、なかには世帯分離を申請に行くと、「なぜですか?」と窓口で拒否される担当者もいるらしい。

「それはおそらく、保険証の変更など、手間がかかるから嫌がっているのでは。そもそも世帯分離を拒否する法的根拠があります。単に、面倒くさがっているだけです」と、Xさんは深い意味で、「保険料が安くなる」と聞いたから、「世帯分離します」とわざわざ公言する必要はないが、保険料や医療費が家計を圧迫しているという人は検討を!

役所の戸籍課等に申請に行こう

万5千円へ減額できる。

また、夫と同じ世帯にいれば、ともに75歳を超える鈴木家の両親は世帯主が誰であれば、負担限度額はひとり毎月4万4千400円(外来だけなら1万2千円)に。

しかし、両親と世帯分離すれば、両親が非課税世帯に。しかも前述したとおり「所得はゼロ」とみなされるため、自己負担限度額は、75歳以上

の自己負担限度額の最低区分に該当し、ひとり毎月1万5千円(外米だけなら8千円)に減るのだ。

自営業の田中家の場合も、まったく同じだ。やはり年収も同じで、世帯分離によって所得区分は鈴木家と同じと仮定。夫一家の自己負担限度額

が鈴木家と同じであることは、もとより、世帯分離によつて変わるもの。親の月の自己負担限度額も、4万4千400円から1

万5千円へ減額できる。
いずれにせよ、保険料や自己負担限度額を安くするために、世帯分離が最善の方法!そして、意外に思うかもしれないが、「同居しているながら世帯を分けることは可能」とXさん。

気に入るその申請方法だが、地域の役所の窓口で、免許証などの本人書類や、国民健康保険加入者の場合は、保険証などを持参するだけ、といったって簡単。担当窓口の名称は自治体によって異なるので、まずは役所に確認してみよう。

しかし、なかには世帯分離を申請に行くと、「なぜですか?」と窓口で拒否される担当者もいるらしい。

「それはおそらく、保険証の変更など、手間がかかるから嫌がっているのでは。そもそも世帯分離を拒否する法的根拠があります。単に、面倒くさがっているだけです」と、Xさんは深い意味で、「保険料が安くなる」と聞いたから、「世帯分離します」とわざわざ公言する必要はないが、保険料や医療費が家計を圧迫しているという人は検討を!

老親がいる家の税金は「親の扶養」で安くなる!

税金と保険料は申請次第で安くなる!
50代夫がガラリーマン
鈴木家の場合

現状	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税
給与収入	5,000,000円	5,000,000円	5,000,000円	5,000,000円	5,000,000円	5,000,000円
給与所得	3,460,000円	3,460,000円	3,460,000円	3,460,000円	3,460,000円	3,460,000円
社会保険料控除	700,108円	700,108円	700,108円	700,108円	700,108円	700,108円
生命保険料控除	50,000円	35,000円	50,000円	35,000円	50,000円	35,000円
配偶者控除	380,000円	330,000円	380,000円	330,000円	380,000円	330,000円
扶養控除	0円	0円	580,000円	450,000円	1,160,000円	900,000円
基礎控除	380,000円	330,000円	380,000円	330,000円	380,000円	330,000円
控除額合計	1,510,108円	1,395,108円	2,090,108円	1,845,108円	2,670,108円	2,295,108円
課税所得 *100万円未満切符付?	1,949,000円	2,064,000円	1,369,000円	1,614,000円	789,000円	1,164,000円
税額	97,450円	206,400円	68,450円	161,400円	39,450円	116,400円
均等割	—	4,000円	—	4,000円	—	4,000円
課税控除	—	-2,500円	—	-11,500円	—	-18,000円
復興特別所得税	2,046円	—	1,437円	—	828円	—
納付税額 *100万円未満切符付?	99,400円	207,900円	69,800円	153,900円	40,200円	102,400円
所得税・住民税合計	307,300円		223,700円		142,600円	

*1. 保険料を年間10万円以上払っていると仮定。*2. 社会保険料の計算=健康保険料25,256円(9.97%×12)+厚生年金保険料429,852円(17.47%×12)×雇用保険料25,000円、調整控除=計算額1,800円から2,500円を引いた額。

夫が営業
田中家の場合

現状	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税
合計所得	4,350,000円	4,350,000円	4,350,000円	4,350,000円	4,350,000円	4,350,000円
(青色申告特別控除前で500万円)						
社会保険料控除	776,923円	776,923円	736,579円	736,579円	696,235円	696,235円
生命保険料控除	50,000円	35,000円	50,000円	35,000円	50,000円	35,000円
配偶者控除	380,000円	330,000円	380,000円	330,000円	380,000円	330,000円
扶養控除	0円	0円	580,000円	450,000円	1,160,000円	900,000円
基礎控除	380,000円	330,000円	380,000円	330,000円	380,000円	330,000円
控除額合計	1,586,923円	1,471,923円	2,126,579円	1,881,579円	2,666,235円	2,291,235円
課税所得 *100万円未満切符付?	2,763,000円	2,878,000円	2,223,000円	2,468,000円	1,683,000円	2,058,000円
税額	178,800円	287,800円	124,800円	246,800円	84,150円	205,800円
均等割	—	4,000円	—	4,000円	—	4,000円
課税控除	—	-2,500円	—	-2,500円	—	-15,100円
復興特別所得税	3,755円	—	2,621円	—	1,767円	—
納付税額 *100万円未満切符付?	182,500円	289,300円	127,400円	248,300円	85,900円	194,700円
所得税・住民税合計	471,800円		375,700円		280,600円	

*1. 保険料を年間10万円以上払っていると仮定。*2. 社会保険料=東日本国民健康保険料410,923円+国民年金保険料3,666,000円=776,923円。(被扶養) 同じく370,570円+3,666,000円=736,579円。(被扶養) 330,235円+366,000円=696,235円。

保険料と医療費を削減した
ら、今度は老親を扶養にとつ
て、税金の額を圧縮!
「世帯分離をしていても、親
を扶養とすることは可能です。
そうすると、収入から扶養控除
が差し引かれ、そのぶん所得
が少なくなるので、所得税や
住民税が安くなります」(X
さん)
PART 1の保険料の説明
では、親が75歳以上の場合や、
国民健康保険の夫は親を扶養
にとれないと説明したが、そ
れは「同じ保険に入れるこ
とに違いない」という話。
扶養には、保険を一緒にす
るという意味のものと、もう
ひとつ、所得税や住民税を安
くするという意味のものがあ
ります。税金面では、親が
75歳以上でも、夫(子)が國
民健康保険の加入者であつて
も、親を扶養とすることは可
能です。(西山さん)
その条件は、大きく分けて
3つ。6親等内の血族、もし
くは3親等内の姻族であるこ
と、同一生計であること。
さらに、扶養とする相手の所
ば別居でもOKです。仕送り
額に明確な決まりはありません

得が38万円以下であること。
ただし、仕送りをしていい
条件は、大きめに分けて
3つ。6親等内の血族、もし
くは3親等内の姻族であるこ
と、同一生計であること。
さらに、扶養とする相手の所
ば別居でもOKです。仕送り

んが、2万～3万円程度では
養つているとは考えにくい

め、やはり5万～10万円ぐら
いは仕送りしている必要があ
るのではないでしょか。ま
た、仕送りを証明する口座の
やりとりも残しておきましょ
う」（税理士の落合孝裕さん）

所得の基準に関しては、65
歳以上の親族なら、年金受給
額158万円以下が該当。前述し
たとおり、年金には120万円の
控除があるので、158万円以下
なら控除後の所得が38万円に
なるというわけだ。

「老親は扶養にとるべし！」
（モデルケースとして、
田中家も田中家も、扶養条
件に合致。そこで実際、両
家の扶養費にとった場合に、
税金がどう減るのか、落合さ
んに試算してもらった。）

なお、鈴木家の給与所得控
除は国税庁が定めたおりで
は、所得36万円。自営業
所得稅でひとり48万円、住民
稅で38万円の控除となる。
が、今回は青色申告特別控除
額65万円を引いた後の36万円
を、田中家の所得とした。

そのため、両家の結果に多
少の差が出たが、それでもひ
とり扶養とするごとに、年間
8万円の節税に！！

扶養控除について、扶養
する親族の年齢や同居の有無
などによって控除額が変わっ
てきますが、今回の場合は
従税の控除額は「70歳以上の
老人扶養親族」のなかの「同
居老親等」に該当し、1人58
万円です。住民稅は「納稅義務
務者またはその配偶者の直系
尊属で、同居していいる70歳以
上の扶養親族」に該当し、1人
45万円の控除額となつて
います」（落合さん）

シングルママの税金等はいろいろ・どんどん安くなる！

最後は母子家庭について。
先進国のなかでも貧困率が高
い日本だが、ひとり親世帯に
なると、貧困率は54・6%だ！

しかも、それまで専業主婦
だった人は、申告したこと
がないために、寡婦控除など
の仕組みを知らないことも。

「しかし、母子家庭には意外な支
援もあるのだ。」

（ケース③シングル
マザーの高橋家の場合）

なお、同居していない親の
扶養（70歳以上）については、
扶養控除の申告についても、
扶養親族がいる女性なら寡婦
申請が認められます。さらに

扶養控除の申告については、
扶養控除でひとり48万円、住民
稅で38万円の控除となる。

扶養控除の申告については、
扶養控除等（異動）申告書
に扶養控除（異動）申告書
に、必要事項を記入して届け
出ます。年末調整で申告漏れ
があった会社員や、自営業の
人は確定申告で申告すればO
Kです。該当する欄に必要な事
項を記入するだけで、基本的
にはほかに書類を用意する必
要はありません。社会保険の
扶養申請の際は、前年度の確
定申告書や年金証明書など、

親の収入を証明する書類の提
出が基本的には必要です（西
山さん）

親の面倒を見るのは子の務
め。ならば、条件さえ合の
なら、扶養とすることで、せ
めて税金は削減しよう！

特定の寡婦の場合、所得稅
は35万円、住民稅は30万円の
控除がある。PART 2 同様、
落合さんに試算していただき
たのが左の表。まずは年間の
税金が5万円ほど安くなる！

「寡婦申請は、扶養親族と同
じです。会社員なら年末調整
時に。それを忘れてしまつた
人や自営業者は、確定申告で
記入をするだけ」（落合さん）

また、注意したいのが「児
童手当」。申請をしなければ、
が「ひとり親家庭等医療費助
成」がある自治体なら、医療費
の一部または全部を所得に応
じて減免してくれるのだ！

また、注意したいのが「児
童手当」。申請をしなければ、
離婚前と同じ夫の口座に振り
込まれた以上をすべて合計する
のだと、高橋さんは年間80万円以上
も取り返せる計算に（※文京
区の場合）。

これらの支援に関する点は、
まずは地域の「子育て支援課」
(自治体によって窓口の名前が
異なるところ)に相談を。課
税証明書や戸籍謄本など、届
け出に必要な書類があるので、一
度問い合わせてみよう。

申告・申請漏れはなかった
だろうか。払うべきものは
つかり払いつつも、家計が苦
しい人は使える制度を最大限
に利用して、「ゆとりある納
税者」を目指そう！

「よく誤解されているのです
が、寡婦控除が適用されるの
らすことから始めよう。」

（高橋家（表77-3）の収入は、
厚生労働省発表の母子家庭の
平均就労収入の14万円と設定。
まずは、「寡婦控除申請」
をして所得を圧縮、税金を減
らすことから始めよう。）

自ら申請すべし！
子育て支援あれこれ

さらに母子家庭には、国や

は、夫と死別した人にかぎり
ません。離婚をした人でも、
扶養親族がいる女性なら寡婦
申請が認められます。さらに

所得が50万円以下であれば
5万円ほど安くなる（所得制限
あり）。

「児童扶養手当」は国が定め
る制度。やはり養育者の所得
に応じて、月に9千800円～4万
1千20円が支給される（子ど
もが2人いる場合は、この金額
に+5千円）。

そして、こちらも自治体に
よって実施の有無が分かれ
る。ひとり親家庭等医療費助
成がある自治体なら、医療費

の一部または全部を所得に応
じて減免してくれるのだ！

また、注意したいのが「児
童手当」。申請をしなければ、
離婚前と同じ夫の口座に振り
込まれた以上をすべて合計する
のだと、高橋さんは年間80万円以上
も取り返せる計算に（※文京
区の場合）。

自治体ごとの支援がいろいろ。
「児童扶養手当」は東京都獨
自の制度だが、子ども一人あ
たり1万3千500円が支給さ
れる（所得制限あり）。

「児童扶養手当」は国が定め
る制度。やはり養育者の所得
に応じて、月に9千800円～4万
1千20円が支給される（子ど
もが2人いる場合は、この金額
に+5千円）。

そして、こちらも自治体に
よって実施の有無が分かれ
る。ひとり親家庭等医療費助
成がある自治体なら、医療費

ケース

3

東京都文京区在住の
シングルマザーの高橋家

母
(38歳)

子①
(5歳)

子②
(5歳)

※会社員。給与収入は厚労省が発表する母子家庭の平均と同じく181万円。元夫からの養育費はない。
子②は保育園に通園

STEP 1 寡婦控除を申請

所得控除	現状		寡婦控除あり	
	所得税	住民税	所得税	住民税
給与収入	1,810,000 円	1,810,000 円	1,810,000 円	1,810,000 円
給与所得	1,085,600 円	1,085,600 円	1,085,600 円	1,085,600 円
社会保険料控除	256,034 円	256,034 円	256,034 円	256,034 円
生命保険料控除	50,000 円	35,000 円	50,000 円	35,000 円
寡婦控除	0 円	0 円	350,000 円	300,000 円
扶養控除	0 円	0 円	0 円	0 円
基礎控除	380,000 円	330,000 円	380,000 円	330,000 円
控除額合計	686,034 円	621,034 円	1,036,034 円	921,034 円
課税所得	399,000 円	464,000 円	49,000 円	164,000 円
税額	19,950 円	46,400 円	2,450 円	16,400 円
均等割	—	4,000 円	—	4,000 円
調整控除	—	2,500 円	—	-5,000 円
後継特別所得税	419 円	—	51 円	—
納付税額	20,300 円	47,900 円	2,500 円	15,400 円
所得税・住民税合計	68,200 円		所得税・住民税合計	17,900 円

*1.保険料年間10万円以上払っていると仮定。*2.社会保険料の計算=健康保険料89,724円(9.97%×1/2)+厚生年金保険料157,260円(17.474%×1/2)+雇用保険料9,050円

○年間の所得税+住民税の合計が

50,300円減!

○さらに子②の保育料が

10,800円／月が7,200円／月に

3,600円×12カ月

43,200円減!

*文京区の場合。今年度の計算式で算出(来年度から変更予定)。「D4」(所得税額15,000~30,000円未満)の保育料・月10,800円から「D2」(同1,500~8,401円未満)の保育料・月7,200円に変更

STEP 2 ひとり親であることを、子育て支援課に申請

児童2人目分

○「児童扶養手当」=9,680円~41,020円+5,000円／月

最低で176,160円／年 収入プラス!!

*死亡や離婚などで父または母がない児童(18歳まで)を養育する人などに支給(支給条件あり)。扶養親族2人の場合の所得制限は全部支給の場合95万円、一部支給は268万円。児童2人で月額5,000円加算。児童3人以上で1人につき月額3,000円加算。

○「ひとり親家庭等医療費助成」

家族の医療費が一部(または全部)無料に!!

*文京区の独自制度。地方自治体によって制度はさまざま。ひとり親家庭等に該当すると認定された世帯の保護者と児童の医療費の自己負担分を自治体が負担。所得制限は文京区の場合、扶養親族2人で268万円

○「児童育成手当」(東京都制度)=13,500円／月×2人分×12カ月

324,000円／年 収入プラス!!

*東京都の独自制度。都内在住で、死亡や離婚などで父または母がない児童(18歳まで)を養育する人などに支給(支給条件あり)。所得制限は扶養親族2人の場合436万4000円。

STEP 3 児童手当を自分の口座に変更

○夫の口座に振り込まれっぱなしだった「児童手当(子ども手当)」=10,000円／月×2人分×12カ月

*所得制限は扶養家族2人の場合で696万円。所得限度額超過の場合、年齢区分に関係なく一律 5,000円

240,000円／年 パック!!

高橋家の場合は

全部で833,660円を取り返せます!